

1 - 1 資料

衆議院選挙法改正

(1945年12月)

改定の附則、最後のページに「沖縄県・・・並海上交通杜絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノニ於テハ勅令ヲ以テ定ムルハ選挙ハ之ヲ行ハズ」とある。

名簿ニ誤載セラレ投票ヲ爲スモ之ヲ却トシテ衆議院議員選挙法第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル際除キ得ルコトヲ得ズ

衆議院議員選挙法第四十條第一項ノ規定ハ次ノ様選舉ニ限リ之ヲ適用セズ

沖縄縣、北海道廳根室支庁管内以後郡、沙那郡、輝北郡、志保郡及色丹郡並ニ花咲郡釧路村水島島、勇留島、志發島、多樂島及秋勇留島並ニ海上交通杜絶其ノ他特別ノ事情アル地域ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル迄ハ選舉ハ之ヲ行ハズ

前項ニ掲グル地域ニ於テ初テ行フ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ズ

付テハ仍舊前ノ規定ニ依ル

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ衆議院議員選挙法第十八條ノ規定ニ依リ繼キトキハ勅令ヲ以テ別ニ該選舉ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル總選舉ニ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿ニ定テ其ノ效力ヲ有ス

戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選舉權及被選舉權ハ當分ノ内之ヲ停止ス

前項ノ者ハ選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得ズ

昭和二十年十二月二十日以後昭和二十一年十二月十九日迄ノ間ニ行ハルル選舉ニ關シテハ選舉人名簿ニ登錄セラルルコトヲ得ザル者選舉人

第 89 回 衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会

(1945 年 12 月 07 日)

漢那委員 本改正案は附則に、沖縄縣に於ては勅令の定むる日まで總選挙を行はざることに規定して居ります、然るに一方に於ては衆議院の解散は國民の輿論であり、其の奏請は政府の既定方針であると察せられます、而して沖縄縣に於て總選挙を行はないことに規定せられた理由は、現在の情勢では事實上之を行ふことが不可能であり、又此の情勢が何時まで續き、何時總選挙が行はれるやうになるか、今の所豫測を許さないが、相當長い期間に亙るものと覺悟せねばならぬと政府が認められたることに依るものと思ふのであります、然らば其の間衆議院に於ては沖縄縣の代表を見ること能はざるに至るのであります、是は國家に取り實に容易ならぬ問題でありまして、見やうに依つては沖縄縣に對する主權の拋棄とも相成ることと存じます、それ故に政府としては百方を盡し、方法を講じて右様の事態に陥らないやうに努力されねばならぬと存するのであります、又沖縄縣民と致しましても、帝國議會に於ける縣民の代表を失ふことは、其の福利擁護の上からも、又帝國臣民としての誇りと感情の上からも、洵に言語に絶する痛痕事であり、此の度の戦争に於て六十萬の縣民は出でて軍隊に召された者も、止まつて郷土に耕す者も、各各其の職域に應じて奉公の誠を盡しました、沖縄作戦に於ては、男子は殆ど全部が陣地の構築は勿論のこと、或は義勇隊を編制し或は徴集せられて戦列に加はり、郷土防衛に全く軍隊同様に奮闘し、師範學校及び縣立一中の生徒の如き全部玉碎して居ります、又婦女子も衛生隊、給與隊として挺身し、國民學校の兒童達までも手榴弾を持つて敵陣に斬込んで居るのであります、不幸敗戦の爲に郷土の大半は全くの焼野原となり、縣民の砲彈

に斃れ、飢餓に死する者十餘萬に達する外に、「フィリピン」及び内外南洋方面にある數萬の縣民は、悉く戦災に遭うて其の財産を失ひ、生命を奪はれた者も亦多數に上つて居ります、凡そ此の度の戦争に於て沖縄縣の拂ひました犠牲は、其の質に於て恐らく全國第一ではありますまいか、此の縣民の忠誠に對して、政府は縣民の代表が帝國議會に於て失はれんとするに當りまして、凡ゆる手段を盡し、之を防ぎ止めねばならぬと存じます、そこで私は政府に伺ひたい一點は、此の問題に於て政府は今日までに如何なる手段方法を執られたか、又聯合軍最高司令部に何等かの申入れをなされたかと云ふことであります

堀切國務大臣 沖縄縣民の戦争に際して現はされました非常な數々の忠誠の事實に付きましては、全國民が深く感激して居る所でありまして、只今漢那君の仰せになりましたやうな點に付きまして、我々も出来るだけ沖縄に對して盡したい感じを持つて居るのでありまして、選挙法に付きましてもさう云ふ考へで色々苦心を致したのであります、選挙を執行致すことに付きましては、聯合軍司令部の方と色々折衝を致したのであります、選挙を執行すると云ふことに付きましては、聯合軍司令部の方の同意を得られませぬ、又交通も杜絶して居ります現状から致しまして、洵に遺憾ながら已むを得ず此の選挙は勅令を以て決める時まで待つと云ふ建前に致した次第でありまして、若し此の解決が付いて選挙の実施が出来ると云ふやうな時期が参りましたならば、直ちに其の勅令の働きに依りまして選挙を執行することに致したいと考へて居る次第であります、唯其の時期が何時来るか、さう云ふことが可能であるかどうかと云ふことに付きまして、只今の所見透しは全く付かない状態であります、(以下略)

DECLASSIFIED
Authority *ND 76 0050*
By *SP2* NARA Date *2/4/05*

REPRODUCED AT THE NATIONAL ARCHIVES



RECEIVED
UNITED STATES POLITICAL ADVISER
FOR JAPAN

1947 SEP 20 AM 11:40

Tokyo, September 22, 1947.

CONFIDENTIAL DC/M
FACILITIES BRANCH

No. 1293

SUBJECT: Emperor of Japan's Opinion Concerning the Future of
the Ryukyu Islands.

The Honorable
The Secretary of State,
Washington.

Sir:

I have the honor to enclose copy of a self-explanatory memorandum for General MacArthur, September 20, 1947, containing the gist of a conversation with Mr. Hidenari Terasaki, an adviser to the Emperor, who called at this Office at his own request.

It will be noted that the Emperor of Japan hopes that the United States will continue the military occupation of Okinawa and other islands of the Ryukyus, a hope which undoubtedly is largely based upon self-interest. The Emperor also envisages a continuation of United States military occupation of these islands through the medium of a long-term lease. In his opinion, the Japanese people would thereby be convinced that the United States has no ulterior motives and would welcome United States occupation for military purposes.

Respectfully yours,

W. J. Sebald
W. J. Sebald
Counselor of Mission

Enclosure:

Copy of memorandum for General MacArthur, September 20, 1947.

Original to Department.

800
WJSebald:lh

DECLASSIFIED
By *ND 5-76-4*
NARS, Date *4-6-79*

1 - 2 資料 "天皇メッセージ" 原文と翻訳

米国国立公文書館から収集した“天皇メッセージ”を公開しました。(平成20年3月25日)同文書は、1947年9月、米国による沖縄の軍事占領に関して、宮内庁御用掛の寺崎英成を通じてシーボルト連合最高司令官政治顧問に伝えられた天皇の見解をまとめたメモです。

【資料コード：0000017550】沖縄県公文書館 〒901-1105 沖縄県南風原町字新川148番地の3 電話：098-888-3875 FAX：098-888-3879

Copyright © 2008 OKINAWA Prefectural Archives. All Rights Reserved.

1947年9月22日 琉球諸島の未来に関する天皇の意見

ワシントン、國務長官殿

拝啓

1947年9月20日付のマッカーサー総司令官宛の明白なメモの写しを同封いたします。それには、天皇のアドバイザー寺崎氏との会話の要旨が含まれています。彼は当事務所に彼自身のリクエストで訪問してきました。

注目すべきは、日本の天皇は、米国が沖縄と琉球諸島の軍事占領を継続することを望んでいるということです。その望みは疑いなく彼自らの利益に大いに基づいています。天皇はまたこれら諸島の米国による軍事占領の継続が長期租借というやり方を通じておこなわれることを想定しています。天皇の意見によれば、日本人々は、それによって米国が隠された動機を持たないと確信し、米国の軍事占領を歓迎するだろうということです。

敬具

W.J.シーボルト

DECLASSIFIED
Authority NAWDG 76 0050
By SP1 NARA Date 2/4/95

REPRODUCED AT THE NATIONAL ARCHIVES

1947年9月20日 マッカーサー司令官へのメモ

天皇のアドバイザー寺崎英成氏が、沖縄の将来に関する天皇の考えを私に伝える目的で、アポを取って訪ねてきた。

Enclosure to Despatch No. 1293 dated September 22, 1947 from the United States Political Adviser for Japan, Tokyo, on the subject "Emperor of Japan's Opinion Concerning the Future of the Ryukyu Islands".

COPY

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

Diplomatic Section

~~CONFIDENTIAL~~

20 September 1947

MEMORANDUM FOR: General MacArthur

Mr. Hidenari Terasaki, an adviser to the Emperor, called by appointment for the purpose of conveying to me the Emperor's ideas concerning the future of Okinawa.

Mr. Terasaki stated that the Emperor hopes that the United States will continue the military occupation of Okinawa and other islands of the Ryukyus. In the Emperor's opinion, such occupation would benefit the United States and also provide protection for Japan. The Emperor feels that such a move would meet with widespread approval among the Japanese people who fear not only the menace of Russia, but after the Occupation has ended, the growth of rightist and leftist groups which might give rise to an "incident" which Russia could use as a basis for interfering internally in Japan.

The Emperor further feels that United States military occupation of Okinawa (and such other islands as may be required) should be based upon the fiction of a long-term lease--25 to 50 years or more--with sovereignty retained in Japan. According to the Emperor, this method of occupation would convince the Japanese people that the United States has no permanent designs on the Ryukyu Islands, and other nations, particularly Soviet Russia and China, would thereby be estopped from demanding similar rights.

As to procedure, Mr. Terasaki felt that the acquisition of "military base rights" (of Okinawa and other islands in the Ryukyus) should be by bilateral treaty between the United States and Japan rather than form part of the Allied peace treaty with Japan. The latter method, according to Mr. Terasaki, would savor too much of a dictated peace and might in the future endanger the sympathetic understanding of the Japanese people.

/s/ W. J. Sebald

W. J. Sebald

CLASSIFICATION CHANGED
~~CONFIDENTIAL~~
BY AUTHORITY OF Gen. Gen. Tolson
Date 10/12 5-8-56
BY Ridge A. Gibson - RALS

DECLASSIFIED
NAWDG 5-76-4
By SP1 NARS, Date 4-6-79

寺崎氏は、天皇が沖縄と琉球諸島の島々の軍事占領を米国が継続することを望んでいると述べた。天皇の意見では、そのような占領は米国の利益となり、また日本のために防衛を提供することになるだろう。天皇は、そのような動きが日本の人々の間で広く承認されるだろうと考えている。日本の人々はロシアの脅威を恐れているだけでなく、占領が終わった後に、左翼と右翼のグループが大きくなり、ロシアが日本に内政干渉する基盤として利用しうる“事件”を引き起こすかもしれないということを恐れているのだと。

さらに天皇は、米国による沖縄（および求められるかもしれない他の島嶼部）の軍事占領は、長期 25年から50年、あるいはそれ以上の租借というフィクションに基づくべきだと考えている。天皇によれば、この占領方法は、日本の人々に米国が琉球諸島に対する永久占領のもくろみは持っていないと確信させるだろう。そして、他国、特にソビエト・ロシアと中国には、同種の権利を禁ずることになるだろうと。

手続きに関して、寺崎氏は、（沖縄と他の琉球諸島の）“軍事基地権”は、連合諸国と日本の平和条約の一部とするよりは、米国と日本との二国間条約によるべきであるとの考えを述べた。寺崎氏によれば、平和条約の一部とする方法はあまりにも押しつけられた平和という感じがするし、将来、日本の人々の好意的な理解を危険にさらすかもしれない。

W.J.シーボルト

2 - 1 資料

サンフランシスコ平和条約（1951.9.8署名、1952.4.28発効）

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

第六条

（a）連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐屯又は駐留を妨げるものではない。

日米安全保障条約（旧）（1951.9.8署名、1952.4.28発効）

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、

空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

日米行政協定（1952.2.28作成、1952.4.28発効）

第十七条

2 1に掲げる北大西洋条約協定が合衆国について効力を生ずるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族（日本の国籍のみを有するそれらの家族を除く。）が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する。この裁判権は、いつでも合衆国が放棄することができる。

3 2に定める裁判権が行われる間は、次の規定を適用する。

（g）日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内にある者若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外で、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の身体又は財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。

日米安全保障条約（新）（1960.1.19署名、1960.6.23発効）

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

日米地位協定（1960.1.19署名、1960.6.23発効）

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

第四条

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

第十七条

1 この条の規定に従うことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪について、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定し

たときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

第二十五条

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。 合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。

日米地位協定の考え方（1973.4作成、1980年代に増補）

第二条

第二条は、施設・区域の提供、返還及び共同使用につき定める。

施設・区域の提供と地主との関係に関連する問題として、米軍が安保条約・地位協定に違反して施設・区域を使用した場合（例えば、日本政府の承諾なくして核兵器を持ち込んだ場合）、当該施設・区域の関

係地主は、施設・区域の提供の違法性を根拠に明け渡しを主張できるのではないかとの問題が提起される。かかる問題は、日米両政府間の問題と私人たる地主の権利の問題とを混同するところから生じていることは明らかであつて、右の如き違反（純粋に理論的な問題としてしか考えられないが）は、国際約束違反として日米両政府間の問題として処理されるものであり、当該関係地主がかかる違反を理由に提供の違法性を主張できるか否かとは面の異なる問題である。

第十七条

第十七条は刑事裁判権の分配等につき定めている。

以上の規定により、日本側が第一次裁判権を有する事件であっても、米軍人・軍属及びその家族の公訴提起までの身柄の拘束は、日米いずれの側が逮捕したかに拘わりなく、一定の場合を除き、米側によって行なわれることとなるが、この点は、従来国会等において第十七条の規定中最も問題にされて来ている。

以上の点は、もっぱら米国との政治的妥協の産物であり（米議会において米国が第一次裁判権を放棄する範囲が広すぎるとの議論があり、これに対抗するためせめて身柄拘束に関しては米側権利を広くしようとしたこと）、説得力ある説明は必ずしも容易ではないが、 少なくとも（イ）食事・寝具等の風俗習慣等の違いから日本側としてもこれらの者を拘禁することは不必要な手数がかかること、（ロ）米側の拘禁に委ねても逃走のおそれなく、又取調べ上は支障なく、米側による身柄拘束は、いずれにしても日本側による提起までの間という暫定的なも

のにすぎないこと、(ハ)対象となる事件については米側にも二次的には裁判権のあるものであり、第一次裁判権を有する側と第二次裁判権を有する側との間の均衡の問題として米軍人等を米側に暫定的に委ねても必ずしも不当とは考えられないこと(この点は、前述のとおり、日本側の裁判権にしか服さない者の身柄は常に日本側に引き渡されることになっていることからいえよう。)等の理由によりある程度の説明は可能と考えられる。

第三条

第三条は、施設・区域に対するいわゆる米側の管理権、施設・区域の近傍でとられる措置等について定める。

(注29)一定の活動が軍隊としての活動に該当するか否かは明確でない場合もありうるが、個々の実体により判断せざるをえない。例えば、米軍人がグループで北海道の施設・区域外の雪山でスキー訓練をする例があり、これにつき政府は、説明の便宜上レクリエーションとして説明したことがあるが、米軍としてはかかる訓練を軍人としての公の訓練の一環と考えていることは明らかであり、協定上の妥当性には疑問がある。

1 - 2 資料(補足) 第1回マッカーサー会見で昭和天皇は自分に全責任があると言ったのか それとも東条に責任をかぶせたのか

45年9月25日 『ニューヨーク・タイムズ』インタビュー

「宣戦の詔書を東条大將が使用した如くに(真珠湾への攻撃を開始するために)使用する意図はなかった。」奇襲の責任を東条に押しつけ

45年9月27日 マッカーサーとの第1回会見(公表された内容)

本土決戦が回避された意義と占領遂行にあたっての相互協力の確認
マッカーサーは天皇の責任問題に触れなかった
(天皇が自分の責任を認めたという話はない)

45年10月27日 アチソンメモ 表題は「アメリカに対する宣戦布告の時期に関して東条が天皇をだました、という天皇の発言」

(第1回会見についてマッカーサーから聞いた内容)

46年1月29日 英国王ジョージ6世への親書

「私は当時の首相東条大將に対し、英国での楽しかった日々を思い起こしつつ、強い遺憾と不本意の気持ちをもって余儀なく[署名]するのだと繰り返し述べながら、断腸の思いで宣戦の詔書に署名したのであります。」

51年4月15日 第11回(最終)会見

天皇「戦争裁判[東京裁判]に対して貴司令官が執られた態度に付、この機会に謝意を表したいと思ひます。」